

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応及び  
平成 3 0 年度施策に関する事後評価書（案）  
（通常評価対象施策 修正箇所）

目 次

1. 地球温暖化対策の推進	… 1
3. 大気・水・土壌環境等の保全	… 2
5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	… 7
8. 環境・経済・社会の統合的向上	… 11
1 0. 放射性物質による環境の汚染への対処	… 18



第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

【地球環境局】

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
1	1 山本委員	・世界では気候非常事態宣言が出されている。日本に関しても、世界の潮流に取り残されないためにも気候非常事態宣言を出すべきである。	・指標については、評価書は従前通り。 ・昨年度山本委員から同様のご指摘を受け、今年度も評価書に危機意識の醸造等の文言を入れており、環境省としてもこの点の重要性を認識しております。 ・環境省として緩和と適応に関する取組を今後も進めていくとともに、地球温暖化は待ったなしの課題であるという危機意識の共有や「COOL CHOICE」を旗印として国民の意識改革・行動変容の促進にも努めてまいります。
1	1 河野委員	・温室効果ガスの排出量についてのデータについて、現状の排出量減少幅では目標年度の排出量に達成しないのではないかと。	・評価書は従前通り。 ・地球温暖化対策計画に、中期目標として2030年度目標(2013年度比26%削減)を位置づけておりますが、その達成に向けては、更なる対策が不可欠です。 同計画においては、対策・施策の進捗状況について毎年厳格に点検を行うとともに、少なくとも3年毎に必要なに応じて計画を見直すこととされていることを踏まえ、さらなる再生可能エネルギーの導入推進など適切な検討を進めてまいります。 目標を確実に達成するため、引き続き全力で取り組んでまいります。
1	1 河野委員	・排出量を目標年度に達成するとなると、相当の科学技術の進化がないといけないと思う。排出量の単価が上がり、全体としての排出に関わる予算の規模も相当に大きくなっていくということを検討しているのか。	・評価書は従前通り。 ・2030年度の中期目標の達成に向けては、地球温暖化対策計画に基づく対策・施策に必要な予算をしっかりと確保してまいります。また、長期的な目標に向けては、政府が脱炭素社会実現に向けた長期的なビジョンを提示することにより非連続なビジネス主導のイノベーションを促していくことも肝要であると考えております。
1	1 井村委員	・国民の気候変動に対する意識についての指標が現状COOL CHOICEの賛同数しか見当たらない。そのほかにも指標を増やすべきである。	・指標については、評価書は従前通り。 ・委員ご指摘の点については、今年度事業において、地球温暖化対策計画の改正を見据え、国民運動における実効性のある成果指標の検討を実施してまいります。
1	3 井村委員	・気候変動適応情報プラットフォームに関して、適切に評価するために、問題点の見える指標の開発が必要である。	・指標については、評価書は従前通り。 ・評価書の時期目標等への反映の方向性にもありますが、環境省は実施している適応の二国間協力の成果も活用し、アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)を通じた国際協力の展開を行ってまいります。現在指標に設定している「気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数」は、AP-PLATを通じたパートナー国・機関との活動進捗及び成果を測定する指標となるため、この指標により気候変動適応情報プラットフォームを適切に管理してまいります。
1	1 三橋委員	・温室効果ガスの排出量に関して、4年連続で減少している。これは国民・企業の節電等のおかげである。もう少しこの点に関して記述をするべきである。また、国民の節電の取組を具体的な指標に落とし込むべきである。	・指標については従前通り。対応については井村委員への回答に同じ。
1	1 百瀬委員	・代替フロンガスの排出量に関して、現在まで横ばいだが、本当に目標値の半分程度まで減少させることができるのか。またそれはどのような形で予測しているのか。	・評価書は従前通り。 ・本年6月に成立した改正フロン排出抑制法の施行を通じた業務用冷凍空調機器の冷媒フロン類の廃棄時回収率の向上、今年度から行う実態調査を踏まえた使用時漏洩係数の見直し、予算措置による脱フロン・省エネ型自然冷媒機器の導入加速化等の施策に取り組むことにより、代替フロン等4ガスの排出量が目標値程度まで削減されると見込んでいる。
1	1 百瀬委員	・森林吸収源について目標が現状よりも低いものになっているがどうしてか。	・評価書は従前通り。 ・2030年目標については、全体として2013年度比で26%の排出削減を目標としており、このうち森林を含む吸収減活動により約3,700万トンCO <sub>2</sub> の吸収量の確保をめざしていますが、その内訳は以下の通りです。 森林吸収源対策:2,780万トンCO <sub>2</sub> 農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進による対策:約910万トンCO <sub>2</sub>  ・現状の吸収量より少ない値が目標となっているのは、上記3,700万トンCO <sub>2</sub> のうち約8割をしめる森林吸収源対策の前提として、我が国の森林が高齢林化によって全体的な減少傾向にある事情が影響しているものと理解しています。
1	1 百瀬委員	・車・家電・宅配などの国民の意識に関する点についての指標を開発すべきである。	・指標については従前通り。対応については井村委員への回答に同じ。

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

【水・大気環境局】

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
3	1	大塚委員	<p>光化学オキシダントの環境基準達成率が相変わらずゼロという状況。今後どのように取り組みが進んでいくか教えてほしい。</p> <p>・委員会の場で回答済み。事後評価書は従前通り。 ・引き続き国内外における科学的知見の集積に努めるとともに、必要に応じて、環境基準の再評価を検討してまいります。また、実態把握や対策についても検討を進めてまいります。</p>
3	2	崎田委員	<p>熱中症対策について、アクセス件数としている指標を見直すことについて説明・検討してほしい。</p> <p>・事後評価書は従前通り。 ・指標の修正に関しては、令和2年度以降に対応を予定しているため、現時点で修正はしない方針です。</p>
3	2	崎田委員	<p>熱中症対策の細かい状況について、政府としての取組状況を評価のところに記載してほしい。</p> <p>・事後評価書3-2「次期目標等への反映の方向性」欄 下から2つめの○に以下のように追記。※赤字が追記箇所 「ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することや、<b>各省一丸となって対策に取り組む際の基礎として</b>、今後、暑さ指数(WBGT)の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。」 ・熱中症対策は様々な省庁が関連して取り組んでいるため、政府としての細かい取組状況を随々記載するよりも、ソフト的な取組の基礎として重要である熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数(WBGT)の認知度を代表的な指標として検討しております。</p>
3	3	崎田委員	<p>再生資源循環局と水大気環境局とで実施している取組の違いがわかるよう、測定指標の追加等検討してほしい</p> <p>・事後評価書は従前通り。 海洋ごみの実態はまだ明らかでない点が多く、調査を進めている段階であるため、現状で測定指標を追加することは困難です。今後調査を進め、指標の追加等についても検討を進めていきます。</p>
3	3	藤井委員	<p>赤潮発生件数の比較年度について、リン規制前の数値と比較している書きぶりを修正せよ。</p> <p>・事後評価書は従前通り。 ・瀬戸内海における赤潮対策は、昭和50年代中頃から継続して実施するリンの削減指導が主であり、その代表値として赤潮発生件数の多い昭和51年を基準としており、原案のままとして考えております。</p>
3	3	須藤委員長	<p>海や湖沼の水質が良くなりすぎて最近問題視されていることについて、評価書に何かしらコメントをいれないのか検討してほしい。</p> <p>・事後評価書3-3「施策の分析」欄 4つめの○に以下のように追記。※赤字が追記箇所 「<b>なお、夏季を中心に一部の地域では継続的に赤潮の発生が見られ、一方、一部地域では冬季の栄養塩類の減少と大型珪藻との栄養塩類を巡る競合に伴うノリ等の色落ちが発生しているなど、季節や地域によって水質を取り巻く環境や問題が異なっていることにも留意する必要がある。</b>」</p>
3	3	百瀬委員	<p>(東京湾における)窒素とリンの問題について、発生源が農業由来の場合について、農水省と何か検討しているか聞きたい。</p> <p>・畜産農業においては、全窒素、全リンについては暫定排水基準が設定されているため、定期的に農水省と連絡会議を行い、一般排水基準の達成に向けて、対策の推進を図っているところ。 ・事後評価書3-3「施策の分析」欄 3つめの○を以下のように修正。※赤字が変更箇所 「地下水における水質環境基準は、<b>全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については超過率の低下傾向が確認されているが</b>、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。」 ・事後評価書3-3「次期目標等への反映の方向性」欄 3つめの○に以下のように追記。※赤字が追記箇所 「<b>特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等による窒素の供給源対策等を推進するガイドラインの策定に向けて、関係機関と連携して調査・検討を行う。</b>」</p>
3	4	大塚委員	<p>土壌汚染対策の指標の立て方について、例えばダイオキシン類の土壌汚染対策地域の対策完了率を挙げているが、最近では常に100%なので、これ以外にも、例えばその汚染の状況等の中での掘削状況の割合や、その調査の中での法律に基づく調査の割合など、ほかにも指標として立てるべきものがあると思うので、挙げてもらいたい。</p> <p>・事後評価書は従前通り。 ・頂いた御意見中、掘削状況の割合や法律に基づく調査の割合については、目標として設定する指標を定めることが難しく、また、その他の指標設定についても検討しましたが、測定指標として直ちに適当なものはありませんでしたので、従前通りとしております。 ・なお、ダイオキシン類対策特別措置法は、汚染が確認された特定の地域のうち都道府県知事が指定したものについて対策事業を実施することになっていることから、現在測定指標に設定しているダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、同法上の土壌汚染対策の進捗状況を示す上では最も適切な数値と考えております。</p>

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全				
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全				
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な生活環境を保全する。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	132	150	154	182
	補正予算(b)	0	0	0	-
	繰越し等(c)	0	0	0	
合計(a+b+c)	132	150	154		
執行額(百万円)	128	153	149		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)				

測定指標	騒音に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	83.7	85.7	85.7	89.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-	△
		-	93.2	93.6	93.9	93.9	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	76.0	79.8	79.5	80.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	51.8	53.5	50.1	56.2	集計中	100	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	振動に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-
-		3,180	3,011	3,252	3,229	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	13,136	12,959	12,624	12,025	集計中	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	1,400	1,300	1,150	1,200	3,000	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	基準	実績値					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	-	
	-	-	-	-	24	24	-		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

		<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準の達成状況は89.7%となっている。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準について、道路に面する地域における平成29年度の環境基準の達成状況は、93.9%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年緩やかな改善傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は80.5%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は横ばい傾向にあり、平成29年度の環境基準達成状況は56.2%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、平成29年度は前年よりやや減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は平成30年度が酷暑であったため、前年より大幅に増加した。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、前年度と同様となっている。</p>
	<p>評価結果</p>	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しており、平成29年度の89.7%は過去最高の達成状況となっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○自動車騒音に関する環境基準の達成率は、平成29年度は約94%であるが、目標達成に向け、引き続き今後の傾向について注視していく必要がある。</p> <p>○航空機騒音についての環境基準達成率は、民間空港で80.3%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で80.7%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○新幹線鉄道騒音の環境基準達成率は、56.2%であり、近年、横ばい傾向である。これは、発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあるものの、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少しているものの、典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は平成30年度の酷暑により一時的に急増したものの、前年度まではほぼ横ばい傾向である。また、暑さ指数（WBGT）の認知度として、平成30年度に実施した意識調査では、どのような指標か説明できる人は約7%で、聞いたことがある程度の人も合わせると約53%という結果が出ている。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、引き続き測定結果を関係機関に提供する必要がある。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続し、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、令和元年中に活用手法について検討を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することや、<b>各省一丸となって対策に取り組む際の基礎として</b>、今後、暑さ指数（WBGT）の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。</p> <p>○暑熱環境測定結果提供機関数については、2020年度まで引き続き測定結果を関係機関に提供する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p>「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「航空機騒音測定・評価方法検討会」、「新幹線鉄道騒音の評価に関する検討会」等を開催し、学識経験者を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>各年度 騒音規制法施行状況調査（環境省）  各年度 振動規制法施行状況調査（環境省）  各年度 悪臭防止法施行状況調査（環境省）  各年度 自動車交通騒音実態調査報告（環境省）</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p> <p>大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課</p>		<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p> <p>東利博（大気生活環境室長） 酒井雅彦（環境管理技術室長） 関谷毅史（自動車環境対策課長）</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>
------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------	---------------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2  
(環境省30-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,703	2,911	2,716	5,558
		補正予算(b)	2,700	2,709	3,099	-
		繰越し等(c)	▲50	▲58	▲362	
		合計(a+b+c)	5,353	5,562	5,453	
執行額(百万円)	5,132	5,404	5,242			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定） 瀬戸内海環境保全基本計画（平成27年2月27日閣議決定） 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針（令和元年5月31日閣議決定）					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	99.1	99.1	99.2	99.2	集計中	100%	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）	基準	実績値					目標	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		(河川)	93.9	95.8	95.2	94.0	集計中	100%	
		(湖沼)	55.6	58.7	56.7	53.2	集計中	100%	
		(海域)	79.1	81.1	79.8	78.6	集計中	100%	
		全体	89.1	90.3	90.3	89.0	集計中	100%	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
	3 地下水における水質環境基準の達成率（%）	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	△
		-	93.8	94.2	93.9	94.5	集計中	100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	×
		-	別紙の通り					100%	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合について100%を目指す。	基準値	実績値					目標値	達成
年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
-		93.1	82.4	93.1	100	集計中	100%		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-		
6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万トン）	基準	施策の進捗状況（実績）					目標	達成	
	年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	年度	○	
	180以下	102	64	59	12	集計中	180以下		
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		

評価結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(29年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。  ○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(平成29年度)については、河川は94.0%、湖沼は53.2%、海域は78.6%、全体89.0%であり、河川についてはほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼については依然として達成率が低い状況にある。  ○地下水の環境基準達成率(平成29年度)は94.5%と概ね目標値に近い。  ○閉鎖性海域における窒素及びりん等の環境基準達成率(平成29年度)は、東京湾66.7%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。  ○赤潮発生件数については、人為的な要因によらず発生することもあり、発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期(例えば瀬戸内海では昭和51年度に299件発生)に比較すれば減少している(瀬戸内海では平成29年度に71件発生)。  ○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、平成29年度は目標値の100%を達成した。  ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については減少傾向にあり、平成29年度も目標を達成した。</p>		
	<p>施策の分析</p> <p>○健康項目(27項目)については、ほぼ全国的に環境基準を達成している状況。  ○生活環境項目(BOD/COD)については、全体としては流域からの負荷削減の取り組み等により観測当初と比べ改善の傾向にあるが、湖沼や閉鎖性海域では達成率は十分ではない状況。引き続き各種施策の推進により、環境基準達成率の向上を図る必要がある。  ○地下水における水質環境基準は、全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については超過率の低下傾向が確認されているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。  ○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で達成率が低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。  なお、夏季を中心に一部の地域では継続的に赤潮の発生が見られ、一方、一部地域では冬季の栄養塩類の減少と大型珪藻との栄養塩類を巡る競合に伴うノリ等の色落ちが発生しているなど、季節や地域によって水質を取り巻く環境や問題が異なっていることにも留意する必要がある。  ○地盤沈下については、近年では全国的に沈下量が減少傾向にあり、平成29年度には目標を達成したが、計測場所や計測年度は毎年異なるため、今後も引き続き目標達成を継続していくことが必要である。  ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、近年大幅に減少し、目標を達成しているが、引き続き目標達成を継続していくことが必要である。  ○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法(平成21年7月公布・施行)に基づく基本的な方針(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、関係省庁会議の開催等により政府一体となった取組を推進した。具体的には、関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や吸着しているPCB等に係る実態把握のための調査・研究を進めるとともに、TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合。第20回：平成30年6月)などを通じた国際的連携・協力を図った。今後も引き続き取組を進めていく必要がある。</p>		
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>○環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されるものが望ましい基準」として定められたものであり、引き続きその達成率の把握により水環境の状況を把握する。  ○公共用水域における健康項目及び生活環境項目については、達成率の向上を図るため、引き続き各種施策を推進する。また、平成28年に生活環境項目の環境基準として設定された底層溶存酸素量については、類型指定の検討を進めていくとともに、水域における底層溶存酸素量の改善を推進していく。  ○地下水については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。特に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、過剰施肥等による窒素の供給源対策等を推進するガイドラインの策定に向けて、関係機関と連携して調査・検討を行う。  ○閉鎖性海域における水質環境については、引き続き測定を継続し、環境基準達成率の更なる向上に努めていく。  ○地盤沈下対策については、引き続き測定を継続し、目標値達成の維持に努めていく。  ○陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量については、削減の取組を継続するとともに、目標の見直しを行う。  ○引き続き、マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、回収処理・発生抑制、実態把握のための調査研究、国際連携等の取組を推進する。</p>		
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p> <p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、瀬戸内海環境保全特別措置法及び瀬戸内海環境保全基本計画に基づく取組状況について審議を行った。  ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。  ○法に基づく海岸漂着物対策専門家会議において、平成30年6月の海岸漂着物処理推進法改正を踏まえた基本的な方針の変更について議論し、必要な対応について、検討を行った。</p>			
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> <p>公共用水域水質測定結果(環境省)、地下水質測定結果(環境省)、全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>			
<p>担当部局名</p> <p>水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>筒井 誠二(水環境課長) 堀上 勝(地下水・地盤環境室長) 中野 哲哉(閉鎖性海域対策室長) 中里 靖(海洋環境室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p> <p>平成30年8月</p>

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

【自然環境局】

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
5	1 山本委員	IPBESの地球環境アセスメント報告書において、地球規模で生態系が危機的状況となっていることについて、どのように対応していくのか。新たな政策を打ち出すのか。	<p>・5-1については、評価書は従前通り。理由は以下の通り</p> <p>・IPBESの「生物多様性・生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書」では、生態系サービスが世界的に劣化しており、目標達成には経済・社会・政治・科学技術における横断的な社会変容が必要とされたことを踏まえ、報告書の内容を国民への普及啓発に活用するとともに、愛知目標の下での生物多様性保全の取組を引き続き進め、この取組がさらに継続発展するよう、2020年度に開催されるCOP15における「ポスト2020目標」の採択に向けた議論にも積極的に貢献すべく、我が国の提案を検討しているところ。</p>
5	3 三橋委員	指定管理鳥獣等捕獲事業はなぜイノシシとシカだけを対象としており、サルを対象としないのか。サルによる被害も大きいと思うが。	<p>指定管理鳥獣は、集中的かつ広域的に管理を推進する必要がある種を環境大臣が指定するものであり、現在、シカとイノシシが指定されている。</p> <p>一方、ニホンザルは、単に捕獲を強化するのみでは、群れの分散による被害拡大に繋がるおそれがあり、群れ単位で管理方法を検討する必要があるため、現時点では指定管理鳥獣に指定していない。</p> <p>なお、農作物への被害はシカ、イノシシで6割以上を占めるが、サルによる農作物への被害もイノシシ、シカについて大きい状態にある（平成29年度約9億円、全体の6.8%）。</p> <p>このため、環境省では2014年4月に農林水産省と共同で「ニホンザル被害対策強化の考え方」をとりまとめ、加害群の群れを10年で半減することを目標に対策を強化することとし、加害群の特定や効果的な捕獲に向けたモデル事業の実施や地方公共団体への情報提供などの取組を進めているところ。</p> <p>・事後評価書5-3に下記のとおり追記。</p> <p>「特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。」</p>
5	3 藤井委員	ゲノム編集された食品が事業者の自主的な情報提供なく市場に出してしまうのではないか	ゲノム編集された食品の扱いについては現在食品衛生法を所管する厚生労働省で検討中であり、事前の情報提供を徹底するために、情報提供を行わずに食品を流通させた事業者については事業者名を公表するなどの対策が検討されているところ。
5	3 河野委員	イノシシ・シカの半減目標はどのように立てられ	鳥獣管理の目標は2013年に鳥獣被害が増大していること、現状を維持した場合、2023年度にシカ・イノシシが471万頭まで増加することから農林水産省と共同で策定したもの。2013年度時点で2023年度までに2011年度比で生息頭数を半減することを目指しており、ご指摘の通り、目標達成のためにはニホンジカの捕獲率を2017年度比1.43倍に、イノシシの捕獲率を2017年度1.08倍に高める必要がある。
5	4 河野委員	犬猫の頭数と犬猫が殺傷した野鳥の数を把握しているか。(アメリカでは大きな被害が報告されている。)	(一社)ペットフード協会の調査によると、平成30年の飼育頭数の推計は、犬:890万3千頭、猫964万9千頭となっている。野鳥の殺傷数については把握していないが、一部の鳥獣部を中心にノネコによる希少鳥類の捕食が問題となっている。
5	3 大塚委員	海洋生物について国内希少野生動植物種の指定種が進まないのはなぜか。	海洋生物レッドリストは平成29年3月に初めて公表されたが、評価のための情報が十分でない種も多く、陸域に比べて掲載されている絶滅危惧種数が少ない(56種)ことに加え、水産関係の管理制度との関係整理などもあり、陸域の動植物種と比べると指定種の数が少なくなっている。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				
施策の予算額・執行額等	区分	28年度	29年度	30年度	元年度
	当初予算(a)	3,264	3,724	4,073	4,055
	補正予算(b)	700	700	1,100	-
	繰越し等(c)	230	760	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	4,194	5,184	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	3,386	在地方事務所に確認	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)				

測定指標	(26年度～) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	2年度	△
		-	41種	86種	119種	171種	207種	300種	
		年度ごとの目標値	/	30種	75種	120種	165種	210種	/
	奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	4年度	-
		-	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	奄美大島 0.010頭	奄美大島 0.004頭	集計中	0頭 (毎年度減少)	
		年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5年度	-
推定の中央値ニホンジカ303万頭、イノシシ94万頭 ※30年度に算出		ニホンジカ 35万頭、 イノシシ10 万頭	ニホンジカ 323万頭、 イノシシ93 万頭	ニホンジカ 317万頭、 イノシシ89 万頭	集計中	集計中	平成23年度比で半減 (ニホンジカ147万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		/	-	-	-	-	-	/	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>&lt;絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に二次的自然に分布する絶滅危惧種を対象とした「特定第二種国内希少野生動植物種」制度や希少種の保護増殖について一定の基準を満たす動植物園等を認定する「認定希少動植物園等」制度の創設等を盛り込んだ種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)に向けて、希少野生動植物種保存基本方針の変更(平成30年4月13日閣議決定)を行った。</li> <li>・また、上記改正法の施行を踏まえ、平成30年度には特定第二種国内希少野生動植物種の指定開始に向けた検討を実施するとともに、認定希少種保全動植物園等として計6園館を認定した。</li> <li>・国内希少野生動植物種について、新たに36種を追加指定した。</li> <li>・レッドリストについては、「環境省レッドリスト2018」と「環境省レッドリスト2019」をそれぞれ平成30年5月、平成31年1月に公表するとともに、平成29年3月に初めて公表した環境省版海洋生物レッドリストと既存のレッドリストとの統合に向けた方針を平成31年2月に策定した。今後、さらに統合に向けた調整を進めていく。</li> <li>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。平成31年2月までに指定された国内希少野生動植物種293種のうち、65種について保護増殖事業計画が策定されており、生息状況の把握や環境の改善、動植物園と連携した生息域外保全に取り組んでいる。</li> <li>・例えば、トキの保護増殖事業では、野生下で7年連続ヒナの巣立ちが確認され、60羽のヒナが無事に巣立つなど、野生復帰の取組を着実に推進した。平成30年6月にトキ野生復帰ロードマップ2020の目標達成を確認し、次期ロードマップの検討に着手した。</li> <li>・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、ツシマヤマネコの生息地におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。</li> <li>・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組み、平成31年3月から、飼育技術の向上や普及啓発の促進等を目的として、5飼育園館において公開展示が開始された。</li> <li>・ワシントン条約第70回常設委員会(SC70、平成30年10月・スイス連邦)に積極的に参画した。また、ワシントン条約附属書掲載種について、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。</li> <li>・希少野生動植物等の国内取引については、平成29年種の保存法改正にあわせた登録データベースシステムの改修及び既登録データの電子化を行った。</li> </ul>
		<p>(判断根拠)</p> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成30年度は27件承認)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成30年度には中央環境審議会の下、ゲノム編集の取扱いについて検討を行い、ゲノム編集により得られた生物のうちカルタヘナ法の規制対象外の生物についても、当該技術の新規性等を考慮し、生物多様性への影響の可能性等の情報を収集することとした。また、カルタヘナ議定書締約国会議(平成30年11月、エジプト)に参画し、合成生物学等について各国と議論するとともに情報収集を行った。</li> <li>・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成30年度には64箇所環境省直轄での防除事業や関係機関との連携強化を実施した。とりわけマンガースについては、継続的な取組により生息密度低下が確認できている。</li> <li>・また、平成29年6月に国内で初めて特定外来生物であるヒアリが確認されたことを受け、平成30年度についても引き続きヒアリが確認された地点周辺や主要な侵入経路である港湾で調査を行い、発見した個体はすべて防除した。また、初期対応の参考資料として平成29年度に整備した同定マニュアルや防除の基本的考え方について、専門家の意見を踏まえながら更新を行った。全国7箇所ヒアリ対策の講習会を実施した。国民からの情報提供や相談の窓口として、平成30年度においても引き続きヒアリ相談ダイヤルを設置した。</li> <li>・平成30年度には、外来生物法に基づき、ガー科全種等の2種類を特定外来生物として新たに指定し、合計148種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。</li> </ul> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援した。</li> <li>・狩猟者の確保・育成に向けたフォーラム等を開催したほか、都道府県による講習会開催の支援等により、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図った。</li> <li>・鳥インフルエンザの近年での全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂したことにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施した。また、今後を着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</li> <li>・特定鳥獣のイノシシ、カワウ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカについて、科学的・計画的な保護管理を推進するため、各鳥獣の生態・生息状況を踏まえ、保護管理に関するレポートの作成及び鳥獣行政職員を対象とした研修会の開催を通じて、都道府県への技術的な支援を実施した。</li> </ul>

	<p>・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3732種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動物植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えておらず、施策を強化する必要がある。</p> <p>・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していく必要がある。</p> <p>・遺伝子組換え生物の使用については、カルタヘナ法に基づき生物多様性影響が生ずるおそれがないことを確認した上で使用を認めることとされており、引き続き、的確に実施する必要がある。また、国内法の適切な実施のため、カルタヘナ議定書締約国会議等に積極的に参画し、情報収集や意見交換を行うことが必要である。</p> <p>・侵略的な外来生物への対策については、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。</p> <p>・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。</p>				
	<p>【施策】</p> <p>＜絶滅危惧種の現状把握と希少野生動物植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存＞</p> <p>・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動物植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。</p> <p>・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p>＜遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞</p> <p>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、ゲノム編集の取扱い(平成30年2月局長通知)については、関係者庁と連携し、関係者に周知するとともに使用者から収集した情報を公表する。</p> <p>・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後より効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進めるとともに、特定外来生物の新規指定を進め、外来生物による被害の防止を推進していく。また、外来生物法改正後5年を経過することから、法律の施行状況の点検を進める。</p> <p>＜野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化＞</p> <p>・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。</p> <p>・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。</p> <p>・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。</p> <p>・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度に改訂したマニュアルにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>＜国内希少野生動物植物種の新規指定数＞</p> <p>・国内希少野生動物植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p>＜奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)＞</p> <p>・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値＞</p> <p>・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p>＜侵略的外来種の状況＞</p> <p>侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効率的に対策を進めていく。</p> <p>＜適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況＞</p> <p>野生鳥獣の適正な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>		<p>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。</p> <p>・国内希少野生動物植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。</p> <p>・種の保存法改正法の施行(平成30年6月1日)を踏まえ、野生動物植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動物植物種専門家科学委員会」を設置し、国内希少野生動物植物種の指定等について意見を聴取した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定に関する検討を行った。</p> <p>・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。</p> <p>・ゲノム編集の取扱いについては、中央環境審議会の下、検討会等を開催し、学識経験者の知見を活用した。</p> <p>・鳥獣法に基づく特定希少鳥獣管理計画の延長を検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>			
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>		<p>環境省レッドリスト2018、2019・環境省版海洋生物レッドリスト・平成28年度鳥獣関係統計</p>			
<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>野生生物課長 中尾 文子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和元年8月</p>

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

【総合環境政策統括官グループ】

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
8	1 山本委員	・持続可能性を取り入れた商品等に対する社会の関心が非常に高まっている。グリーン購入法、環境配慮契約法について、一部義務付ける等強化してはどうか。	・中小規模の地方公共団体における未実施の理由としては「人的余裕がない」「文書作成が負担」等、作業量の問題が最も多いことがアンケート結果の分析により判明している。 このような状況下においては、安易に義務化するのでは本質的な解決に ならず、むしろ形骸化を招く恐れもあると考えている。 これらのことから、まず導入支援策を充実させ、少ない人員でも無理なく実施できる環境を作る方向で強化を進めていくことでグリーン購入及び環境 配慮契約の実施率を向上していきたいと考えている。
8	1 崎田委員 百瀬委員	・SDGsや持続可能な消費等について、指標に取り入れていただきたい。	・評価書は従前どおり。 ・SDGsのグローバル指標においては、経済のグリーン化に資するターゲットとして、 「12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。」 というターゲットに対し 「12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数」という指標を掲げて、 また、「12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」 というターゲットに対し 「12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数」という指標を掲げて進捗を管理することとされている。 当省の政策評価書においても、こういったSDGsの考え方も踏まえ、環境報告書を公表している企業の割合や地方自治体のグリーン購入実施率（国の機関は義務）、持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数（機関数）等を指標として採用しているところである。なお金融行動原則に加盟している金融機関は、金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献することとなっている。
8	1 崎田委員	・ESG投資が進んでいることが分かるような内容を評価の中に入れてほしい。	・評価書・目標8-1の記述に以下のとおり追記。 ・評価書目標8-1/評価結果/施策 「 <b>持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は年々増加しており、ESG金融を含む持続可能な金融に取り組む金融機関が拡大している。</b> 」
8	1 河野委員	・中小企業に向けて、環境問題の必要性を強く訴えていってほしい。	・評価書・目標8-1の記述に以下のとおり追記。 目標8-1/評価結果/施策の分析 「 <b>〇中小事業者の環境問題への取組をサポートする環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインに基づく登録事業者数を増加させるためには、環境負荷低減と成長の好循環を目指し2017年4月に改定した新ガイドラインの普及促進を目指すことが重要。</b> 」 目標8-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「 <b>〇改定したエコアクション21ガイドラインの普及促進を行い、中小規模事業者の環境経営を進める。</b> 」
8	2 藤井委員	・評価結果の施策の分析「小規模地方公共団体では、専門知識を持った職員が少ないこと」という表現は行き過ぎなので、外していただきたい。	・評価書の施策の分析について「 <b>専門知識をもった職員が少ないこと</b> 」に修正。
8	2 井村委員	・100%が既に地方公共団体実行計画を策定している。次は内容を一段高めるような評価の仕方を工夫していただきたい。	・評価書は従前どおり。 ・地方公共団体実行計画に係る測定指標については、地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）の対策評価指標と合わせている。委員ご指摘を踏まえ、次の地球温暖化対策計画の改定（今年度より検討開始の予定）の際に検討させていただきたい。
8	3 大塚委員	・協働取組の実施数はどのように設定されたのか教えていただきたい。 ・協働取組は具体的にどこまで協働すれば協働取組をやっていることなのか教えていただきたい。	・実施数は予算措置に基づき想定される取組数を目標数にしており、予算の範囲内で公募により採択された団体が協働取組の手法を取り入れ取組等推進されているかを指標としている。 評価書については、評価結果の目標達成度合いの測定結果の判断根拠について、「 <b>行政等単体での取組には自ずと限界があると考え、多様な主体がそれぞれの役割分担をし、お互い対等な立場で相互に協力し合って活動に取り組む「協働取組」を進める団体</b> 」に修正。
8	4 百瀬委員	・ESDについて、SDGsと目指す方向が一緒であること、目標なのか人材育成なのかということをわかりやすい表現で入れていただきたい。	・評価書は従前どおり。 ・ESDの表現については、評価書の施策の概要にて「 <b>SDGs達成に貢献する人材を育成するESD</b> 」に修正。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-⑦)

施策名	目標8-1 経済のグリーン化の推進					
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。					
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	10,302	9,212	9,669	9,070
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	10,302	9,212	9,669	
執行額(百万円)	9,597	8,184	8,535			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第2章他」(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1. 環境産業の市場規模(兆円)	基準値	実績値					目標値	達成
		H18年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	年度	○
		約91	約101	約101	約104	約105	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	2. 環境産業の雇用規模(万人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H18年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	年度	○
		約216	約247	約254	約260	約278	調査中	増加傾向の維持	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	3. 地方公共団体及び民間団体に おけるグリーン購入実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	×
	年度ごとの目標値		別紙のとおり						
	4. 国等における環境配慮契約実績 (電気:高圧・特別高圧) 契約 件数(件)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	○
		-	2,049	2,271	2,372	2,521			
	年度ごとの目標値		1,828	2,049	2,271	2,372	2,500		
	5. 環境報告書公表企業割合(上 場企業/非上場企業)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		H13年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R3年度	×
		約30/約 12	65.4/ 28.0	59.9/ 26.2	57.8/ 29.8	71.6/ 21.1	-	80/30	
	年度ごとの目標値		80/30	80/30	80/30	80/30	80/30		
	6. エコアクション21(※)登録事業 者数 ※中小企業向け環境マネジメン トシステム	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H23年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R3年度	×
		6,971	7,554	7,690	7,791	7,946	7,945	9,000	
	年度ごとの目標		8,500	8,500	8,500	8,500	9,000		
	7. 持続可能な社会の形成に向け た金融行動原則署名金融機関 数(機関数)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		H23年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	○
		177	193	200	243	256	270	275	
	年度ごとの目標値		200	205	230	240	250		

目標達成度合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度における環境産業の市場規模及び雇用規模は、それぞれ約105.4兆円(前年比1.2%増)、約278万人(前年比6.7%増)となり、いずれも過去最大となっている。</li> <li>・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、平成30年度で65.5%となっており、前年度より0.9%減少している。</li> <li>・環境報告書の公表企業の割合は、上場企業において増加している。</li> <li>・エコアクション21登録事業者数は、7945(前年度比-1)とわずかに減少している。</li> </ul>

評価結果	施策の分析	<p>○グリーン購入実施率については停滞感が見られ、特に中小規模の地方公共団体の未実施割合が依然として高いことから、従来の全国一律のアプローチに加え、中小規模の地方公共団体向け支援施策を別途実施する必要がある。</p> <p>○非上場企業の環境情報の開示を促進させるためには、事業者やステークホルダーのニーズに合わせて施策を展開することが重要。</p> <p>○中小事業者の環境問題への取組をサポートする環境マネジメントシステム「エコアクション21」のガイドラインに基づく登録事業者数を増加させるためには、環境負荷低減と成長の好循環を目指し2017年4月に改訂した新ガイドラインの普及促進を目指すことが重要。</p> <p>○持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則署名金融機関数は年々増加しており、ESG金融を含む持続可能な金融に取り組む金融機関が拡大している。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○過年度のアンケート調査に基づき、中小規模の地方公共団体におけるグリーン購入の実施を困難にしている要因のほか、国に期待する取組などを明らかにしつつ、有識者の知見も踏まえ、中小規模の地方公共団体への適切な支援のあり方について検討し、実施する。</p> <p>○非上場企業の環境情報の開示を促進させるために、環境報告ガイドラインの解説書等を通じた報告の必要性の浸透、環境報告を要求事項とするエコアクション21の普及、環境コミュニケーション大賞への応募のメリット向上策やサプライチェーンでの環境情報の活用促進策を検討するなどの取組を行う。</p> <p>○改定されたエコアクション21ガイドラインの普及促進を行い、中小規模事業者の環境経営を進める。</p> <p>【測定指標】</p> <p>上記の施策を展開することで、策定目標を達成する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。
-----------------	--------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/">http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/</a>)</p> <p>測定指標3 環境省「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html">http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/result_of_qs-kako.html</a>)</p> <p>測定指標3及び5 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果」 (<a href="http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/">http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/</a>)</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房環境経済課 大臣官房環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	西村 治彦 川又 孝太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	------------------------	--------------------	-----------------	----------	--------

## 3 地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率

[%]

	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度ごとの目標値					
	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和2年度
地方公共団体	-	69.0	68.4	67.3	66.4	65.5	100.0
		-	-	100.0	100.0	100.0	
上場企業	-	76.7	66.6	68.3	82.8	/	80.0
		-	-	80.0	80.0	80.0	
非上場企業	-	54.1	54.5	50.3	51.2	/	60.0
		-	-	60.0	60.0	60.0	

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-38)

施策名	目標8-2 環境に配慮した地域づくりの推進					
施策の概要	地域での取組支援と地域間の連帯を進め、災害にも強く、環境負荷の小さい持続可能な地域づくりの全国的展開を図る。また、公害防止計画を推進することにより、公害の早急な解決と未然防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する。					
達成すべき目標	法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。また、災害にも強く、環境に配慮した地域づくりを推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,283	11,633	9,451	14,553
		補正予算(b)	91	-	21,000	
		繰越し等(c)	1,904	△592	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	16,278	11,041	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,208	5,754	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3章第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」					

測定指標	地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定義務を有する地方公共団体における計画の策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R12年度	○
		-	94	97.4	99.3	100.0	100.0	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	平成28年に閣議決定された地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R12年度	×
-		-	-	1.6	11.4	22.9	100		
年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり  (判断根拠) ・区域施策編の策定義務団体の策定率は100%となっているが、今後、平成28年に閣議決定された、地球温暖化対策計画を受けて改定を行う地方公共団体もあることから、内容の強化・拡充を図るとともに、その他の地方公共団体の策定率向上を図る。 ・下記施行状況調査によると、事務事業編は62.9%の地方公共団体が同計画に即した策定・改定を実施済み又は行う予定であることから、施策のさらなる推進により目標値の達成が可能と考えられる。
	施策の分析	事務事業編の策定率が想定より低位で推移している。これは小規模地方公共団体では、専門知識をもった職員が少ないこと、そもそもの人員が不足しているなど体制が脆弱であることが、策定が進まない要因と考えられることから、今後、都道府県とも連携しつつ、小規模自治体向けの施策・対策を強化していく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 事務事業編の策定率向上には、小規模地方公共団体での策定に注力する必要がある。簡易な策定方法の提供や周辺地域との共同策定を促進する必要があることから、対象を絞った支援策等の提供を進める。 【測定指標】 上記の施策を展開することで、全体の策定目標を達成する。

学識経験を有する者の知見の活用	公募で選定したモデル地域の地球温暖化対策の検討について学識経験者等から助言を得たり、各種事業で有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成するための案件採択のための審査基準や案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果(平成30年10月1日現在)(環境省)
---------------------------	-------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房 環境計画課	作成責任者名 (※記入は任意)	川又孝太郎	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-39)

施策名	目標8-3 環境パートナーシップの形成					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	272	268	261	219
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	272	268	261		
執行額(百万円)	288	305	274.7			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次環境基本計画「第1部第1・2章、第2部第1章他」(平成30年4月17日閣議決定)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律「第3章他」(平成23年6月15日)</li> </ul>					

測定指標	環境教育等促進法に基づく協働取組の実施数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	△
		-	29	46	62	70	78	-	
	年度ごとの目標値	34	51	67	75	83			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	施策の分析	(判断根拠) 地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業への応募件数は平成25年度事業開始以来、毎年度50件程度の応募がある。この点、地域の環境課題を解決していくためには、行政等単体での取組には不十分と限界があると考え、多様な主体がそれぞれの役割分担をし、お互い対等な立場で相互に協力し合って活動に取り組む「協働取組を進める」団体が徐々にではあるが増加している現況にあり、今年度の目標達成には至らなかったが、取組の実施数は増加傾向にあり、今後も増加する事が予想される。
	次期目標等への反映の方向性	環境教育等促進法に基づく協働取組については、団体が徐々にではあるが増加している現況にあり、今年度の目標達成には至らなかったが、取組の実施数は増加傾向にあった。  行政課題を解決することが難しくなっていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、より多くの関係者を巻き込みつつ協働し、他の課題との関係に気づき、関係者と課題を整理することにより、取組が加速化される。 目標値の設定については、協働取組などを推進するための相談対応や対話の場作り数。

学識経験を有する者の知見の活用	施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。
-----------------	------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標には平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度地域の環境課題と社会課題を同時解決するための民間活動支援事業の採択事業数を使用。
---------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

担当部局名	大臣官房総合政策課 民間活動支援室	作成責任者名 (※記入は任意)	三木 清香	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

平成30年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省30-40)

施策名	目標8-4 環境教育・環境学習の推進					
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体による環境教育・環境保全活動を通して、学校、家庭、地域等において生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供していくため、SDGs達成に貢献する人材を育成するESDの視点を取り入れた環境教育・環境学習に関する各種施策を総合的に推進していく。					
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ること、生涯にわたる質の高い環境教育の機会の提供を実現し、持続可能な社会づくりの担い手を育成する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	463	461	429	355
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-	-	
		合計(a+b+c)	463	461	429	
	執行額(百万円)	410	385	406		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5次環境基本計画(第1部第2章、第2部第1章他)</li> <li>・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(第3章他)</li> <li>・我が国における「持続可能な開発のための教育(ESD)」に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画</li> </ul>					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度		
教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員等の参加者数	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	○
	-	223	186	221	220	515	200	
	年度ごとの目標値	150	150	150	150	200		
環境人材コンソーシアムが実施する企業関係者向けセミナーの参加者数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	×
	-	-	707	580	117	104	150	
年度ごとの目標	-	500	500	200	150			
環境教育推進室HPアクセス数	基準	実績値					目標	達成
	H24年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	×
	276,471	345,375	337,968	348,718	208,239	200,326	300,000	
年度ごとの目標	400,000	400,000	400,000	400,000	300,000			
ESD関連フォーラム参加人数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	毎年度	○
	-	-	182	425	1003	1804	1300	
年度ごとの目標	-	250	500	750	1300			
RCE拠点数の増加	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	-	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R2年度	×
	-	137	146	154	164	168	190	
年度ごとの目標	136	146	156	166	179			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーダー養成研修における参加者数は目標数を達成している。</li> <li>・企業関係者向けセミナーは、平成27、28年度は目標を達成したが、30年度の達成割合は69%のため。</li> <li>・HPへのアクセス数は、コンテンツが一部外部へ移行したことにより、既存の目標値との乖離が生じたため、達成割合は66%と下落した。</li> <li>・ESD関連フォーラム参加人数は目標を達成した。</li> <li>・RCE拠点数は目標を達成しなかった。</li> </ul>
	施策の分析	教職員・環境活動リーダー養成研修における教職員及びESD関連フォーラム参加人数については目標を達成した。環境教育推進室HPアクセス数については、コンテンツの一部外部移行により目標に達成しなかった。RCE拠点数の増加については、前年度までは着実に拠点数が増加してきたものの、H30年度は増加数が鈍化した。今後はより潜在的な登録拠点への働きかけを検討する。
	次期目標等への反映の方向性	引き続き設定した目標の達成に努める。

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な開発のための10年」円卓会議(平成30年2月)</li> <li>・「環境教育等推進専門家会議」(平成30年1月～3月)</li> </ul>
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	大臣官房総合政策課 環境教育推進室	作成責任者名 (※記入は任意)	三木 清香	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------------------	--------------------	-------	----------	--------

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

【環境保健部】

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
10	3 藤井委員	<p>・子ども被災者支援法の見直しの中で、機会があれば子どもたちの保養について、取組に入れていただきたい。</p>	<p>評価書は従前通り。 子ども被災者支援法については、復興庁が中心となり、関係省庁で施策を推進しているところです。環境保健部放射線健康管理担当参事官室としましても、子どもたち含め、放射線による健康への影響調査を福島県とともに進めています。</p>